

日雇派遣労働者を雇用する派遣元事業主の方へ

- 雇用する日雇派遣労働者から日雇労働被保険者手帳（以下「日雇手帳」という。）の提出を受けた場合は、公共職業安定所に印紙購入通帳の交付申請を行って、郵便局で「雇用保険印紙」を購入し、印紙貼付等の所定の手続きを適切に行ってください。

※ 印紙購入通帳がないと「雇用保険印紙」を購入できません。

- 契約上、日雇又は30日以内の期間を定めて雇用している労働者であっても、実質的に継続的な雇用を行っている場合は、一般被保険者に該当する可能性があることに留意し、雇用する日雇派遣労働者が実際に一般被保険者に該当する場合は、雇用保険資格取得届の提出等の所定の手続きを適切に行ってください。

※ 特に、当該事業所における週所定労働時間が2月連続で20時間以上を超える場合は、一般被保険者に該当する可能性が高くなります。

- 雇用する全ての日雇派遣労働者（日雇手帳の交付を受けていない者も含む。）に対し、日雇労働求職者給付金等の雇用保険制度について周知を行ってください。

※ 日雇派遣労働者が一定の要件を満たした場合、労働者本人が公共職業安定所に対して所定の手続きを行い、日雇手帳の交付を受ける必要があります。

※ 日雇派遣労働者のための周知用リーフレットを用意しています。

- 雇用する日雇派遣労働者が一般被保険者に該当するかどうか等、雇用保険の適用について不明な点がありましたら、事業所管轄の公共職業安定所にご相談ください。

厚生労働省 都道府県労働局 公共職業安定所（ハローワーク）

詳しくは公共職業安定所にお問い合わせください